

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 10 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 66 号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- ・ 別表第一に「酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準を新たに設定した。

2 施行期日

令和 8 年 9 月 10 日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- ・ 酒石酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤
販売名：タイラン水溶散（エランコジャパン株式会社）
効能又は効果：みつばち：アメリカ腐蛆病の予防

○農林水産省令第六十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

必 出 産				必 出 産			
別表第 1（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
セフロキシム ナトリウムを 有効成分とする 乳房注入剤	(略)	(略)	(略)	セフロキシム ナトリウムを 有効成分とする 乳房注入剤	(略)	(略)	(略)
<u>酒石酸タイロ シンを有効成 分とする飼料 添加剤</u>	<u>蜜蜂</u>	<u>7 日量として</u> <u>蜜蜂の成虫 1</u> <u>万 匹 当 た り</u> <u>50mg（力価）</u> <u>以下で、かつ</u> <u>、育児箱（当</u> <u>該育児箱内及</u> <u>びその継箱内</u> <u>に食用に供す</u> <u>る蜂蜜及びそ</u> <u>の他の生産物</u> <u>を貯蔵してい</u> <u>るものを除く</u> <u>。以下この欄</u> <u>において同じ</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>。） 1 箱当 り 200mg（力価 ） 以下の量を 、 粉糖 1 g 当 たり 10mg（力 価） となるよ うに混じて育 児箱の上から 散布して経口 投与すること 、 又は 7 日量 として蜜蜂の 育児箱 1 箱当 たり 200mg（力 価） 以下の量 を 250 g の代用 花粉（飼料に 砂糖及び水を 混じたものを いう。）に混 じて経口投与 すること。</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1 ～20 （略）

21 「育児箱」とは、蜜蜂を飼育するための巣箱をいい、複数の
巣箱を重ねて使用する場合には、最下段の巣箱をいう

(略)	(略)	(略)	(略)

注 1 ～20 （略）
（新設）



附 則

この省令は、公布の日から施行する。